

No	012	市町村名	河南町		実施の有無	H23年1月31日作成
障がい者施策	A	重度障がい者(児)住宅改造費助成事業			有	所在地:大阪府南河内町大字白木1359番地6 [平成22年10月15日現在] 人口:16,525人 高齢化率:20%
	B	その他のバリアフリー施策			有	
高齢者施策	C	高齢者住宅改造費助成事業			無	
	D	介護保険住宅改修費支給			有	

A	重度障がい者(児)住宅改造助成事業				担当部署	健康福祉部 高齢障がい福祉課	
対象者	身体状況等により住宅改造が必要と認められ、下記の①②③の全てに該当する65歳未満の障がい者のいる世帯 ①河南町に居住し、住民基本台帳に記載されている者、又は外国人登録原票に登録されている者 ②世帯の生計中心者の全年分の所得税の額が14万円以下の者 ③身体障害者手帳1級・2級及び体幹・下肢機能障害で3級の交付を受けた者、又は障害の程度がAの療育手帳の交付を受けた者						
助成金額の上限	100万円(介護保険住宅改修、又は日常生活用具の給付を利用の場合は、その金額を除く) 一世帯一回限り ■助成対象事業費の額が『100万円未満の場合』①生活保護世帯又は非課税世帯:助成対象事業費の全額、②前年所得税額が4万円以下の世帯:助成対象事業費の2/3 ③前年所得税額が4万1円以上7万円以下の世帯:助成対象事業費の1/2 ④前年所得税額が7万1円以上は対象外 ■助成対象事業費の額が『100万円以上の場合』①生活保護世帯又は非課税世帯:100万円、②前年所得税額が4万円以下の世帯:666千円 ③前年所得税額が4万1円以上7万円以下の世帯:50万円 ④前年所得税額が7万1円以上は対象外						
手続きの流れ	担当課と相談→申請→審査→交付決定通知→工事→現地調査→実績報告(完了)届→審査→交付確定通知→交付請求→交付						
HPへの掲載	有	事業説明	訪問調査	有	全件/工事前		
事業概要説明書類	有	河南町重度障害者等住宅改造助成事業要綱					
申請書類	有	【申請】①交付申請書②事業概要書③住民票、外国人登録証等④工事見積書⑤図面⑥写真⑦借家の場合は所有者の承諾書⑧生計中心者の所得額を証する書類⑨身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し⑩町長が必要と認める書類【実績報告(完了)】⑪実績報告書⑫工事箇所の写真(施工前・竣工後)⑬その他町長が必要と認める書類【交付請求】⑭交付請求書 * ①②⑩⑭は様式あり					
特記	交付決定後に事業内容を変更・中止・廃止する場合は、承認申請書を提出する必要あり。 住宅改造推進チームあり。 申請書には、「住宅改造の必要性の証明」の欄があり、民生委員の署名・捺印が必要。						

B	その他のバリアフリー施策			
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)				

D	介護保険住宅改修費支給				担当部署	健康福祉部 高齢障がい福祉課			
対象者	要介護・要支援認定者				業者登録	無			
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)				償還払い	有	受領委任払い	無	
手続きの流れ	事前申請→確認→改修→完了届→償還払い								
HPへの掲載	有	「住宅改修支給について」 申請書類ダウンロード有			訪問調査	有	事前		
事業概要説明書類	有	河南町介護保険住宅改修の支給について							
申請書類	有	事前申請書、理由書、住宅所有者の承諾書、写真、全体平面図(動線が確認)、見積書及び内訳書							
特記	80~90件/H21年度 * 事前検証は要支援申請者は100%検証。								